木津川市国土強靱化地域計画

令和2年3月

令和3年12月一部修正

令和4年12月一部修正

令和5年12月一部修正



目 次

はじめに 1 策定の趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画期間		2
第1章 木津川市国土強靱化地域計画の基本的な考え方 1 基本目標 2 木津川市国土強靱化地域計画を推進する上での基本		4
第2章 木津川市の地域特性等 1 本市の位置及び地形 2 気候 3 人口 4 道路・鉄道等 5 その他の特性等		6
第3章 脆弱性評価 1 想定するリスク 2 木津川市における「起きてはならない最悪の事態」		9
第4章 国土強靱化の推進方針 1 国土強靱化に関する施策分野 2 施策分野毎の国土強靱化の推進方針		15
第5章 計画の推進 1 計画の進捗管理 2 施策の重点化 3 共通事項		39
別紙1「起きてはならない最悪の事態」の設定 別紙2「起きてはならない最悪の事態」に対応する KPI と	と評価	

はじめに

1 策定の趣旨

近年、気候変動等に伴いこれまでに経験したことのない豪雨等による土砂 災害・風水害が増加している。また、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生 する可能性があると予測されていることや東日本大震災及び熊本地震で発生 した甚大な被害等から得られた教訓を踏まえて、これまでの想定を上回る災 害リスクへの対応が求められている。そのため、従来の防災・減災のあり方を 見直し、総合的な防災・減災対策に取り組むことが急務となっている。

また、長年にわたって築かれてきた生活や経済の基盤である公共公益施設の老朽化対策が極めて大きな課題となる時期を今後迎えることから、これによって市民生活や経済が機能不全に陥ることのないように、公共公益施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に進めることも急務である。

こうした中、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向け、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)(以下「強靱化基本法」という。)が公布・施行され、平成26年6月には、強靱化基本法第10条に定める「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。国は、国土強靱化推進本部を設置し、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進することとしており、平成30年12月14日に近年の災害の知見や施策の進捗状況をふまえ、国土強靱化基本計画の変更を行っている。

また、京都府においては、平成21年度に地震に対する目標を設定した「京都府戦略的地震防災対策指針」を策定し、具体的事業を盛り込んだ「京都府戦略的地震防災対策推進プラン」に基づいて地震対策が進められてきた。平成27年5月には「第二次京都府戦略的地震防災対策指針」及び「同推進プラン」を策定して新たな減災目標を定め、地震防災対策を計画的に推進することとしたほか、災害から府民の生命、身体及び財産を保護するため、防災に対する基本理念を定めるとともに、府民が安全に暮らすことができる京都府の実現に寄与することを目的とした「災害からの安全な京都づくり条例」を平成28年から施行している。併せて、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、府民、市町村及び国、事業者等とともに強靭で安心・安全な京都府づくりを進めていくため、京都府国土強靭化地域計画を平成28年11月に策定している。

木津川市は、このような国や京都府の取り組みに合わせて、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、市民、府及び国、事業者等とともに強靭で安心・安全な地域づくりを進めていくため、木津川市国土強靭化地域計画を策定することとした。

2 計画の位置づけ

木津川市国土強靭化地域計画は、強靭化基本法第 13 条に規定する国土強靭化地域計画として策定するものであり、木津川市の国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるべきものとして位置づけるものである。

そのため、策定に当たっては、市政運営の指針である「第2次木津川市総合計画」及び「木津川市地域防災計画」等の国土強靭化に係る計画との整合を図ることとする。

3 計画期間

計画期間は令和2年度から令和11年度までの10年間とする。ただし、「国土強靭化基本計画」、「京都府国土強靭化地域計画」及び「第2次木津川市総合計画」と整合を図る必要があることから、同計画の変更、社会情勢の変化や具体的な取り組みの進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行うものとする。

第1章 木津川市国土強靭化地域計画の基本的な考え方

1 基本目標

災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なる ものであることから、市民生活及び経済活動に甚大な影響を及ぼすおそれが ある大規模自然災害等(以下「大規模自然災害等」という。)の様々な危機を 想定して、平時から備えることが重要である。

そこで、いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安心・安全な地域・経済社会が構築されるよう、次の4点を基本目標として本計画を推進することとする。

- ① 人命の保護が最大限に図られること。
- ② 木津川市内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。
- ③ 市民の財産及び公共公益施設に係る被害の最小化に資すること。
- ④ 迅速な復旧復興に資すること。

2 木津川市国土強靭化地域計画を推進する上での基本的な方針

事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりという国土強靭化の理念を踏まえるとともに、平成24年から京都府内で3年連続して発生した大規模な浸水被害のほか、東日本大震災、平成23年9月台風12号に伴う紀伊半島大水害、平成26年8月豪雨に伴う広島土砂災害、平成27年9月関東・東北豪雨に伴う鬼怒川決壊、平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨、令和元年台風19号に伴う豪雨災害等をはじめとする過去の災害から得られた教訓を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ・ 激甚化する土砂災害・風水害、既に活動期に入っている巨大地震に対し、 国、府、近隣市町村、事業者、市民及び自主防災会等の一層の連携強化を 図るとともに、市民への情報提供・避難体制の強化等を継続的に推進する こと。
- 木津川市の強靭性を損なう本質的原因として何が存在しているのかを あらゆる側面から吟味しつつ、取り組みにあたること。
- 短期的な視点によらず、時間管理概念を踏まえ、長期的な視野を持って 計画的な取り組みにあたること。
- ・ 木津川市のあらゆる組織・団体・企業等が有する災害に対する組織体制 の整備及び回復力を強化すること。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、 代替施設の確保等のハード対策と、災害対応体制や避難体制の確保、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進 するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ・ 行政と事業者や市民等が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- 公共公益施設の老朽化等を踏まえるとともに、効率的で効果的な財政運営に配慮して施策の重点化を図ること。
- 既存の公共公益施設を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFIによる民間資金 の積極的な活用を図ること。
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- 国・府の研究開発成果の情報収集及び活用を図ること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において 強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人のほか、観光客その他の来訪者にも十分配慮して施策を講じること。
- 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配 慮すること。

第2章 木津川市の地域特性等

1 本市の位置及び地形

木津川市は、京都府南部の山城地域にあり、京都・大阪の中心部から30km 圏内に位置し、南は奈良県奈良市と接し、市の中央には木津川の清流が東西に流れ、その支川の多くは天井川となっている。特に、低地は、農地・集落、自然堤防上の集落・市街地であり、市域南西部の台地・段丘及び丘陵部では、開発された住宅地が広がっている。

木津川は、淀川を通って瀬戸内海に通じているため、古来より東アジアの国々とつながり、人や物資、文化が伝わってきた。近年では、国家的プロジェクトとして関西文化学術研究都市の中核地として木津川市は開発が進められ、先端的な学術、産業、暮らしが展開されるまちとなっている。

このように、木津川市は、古からの永い歴史を受け継ぎながら、新たな発展の時期を迎えた新旧文化が調和したまちといえる。



木津川市地形図

(出典:地理院地図(電子国土Web)から掲載)

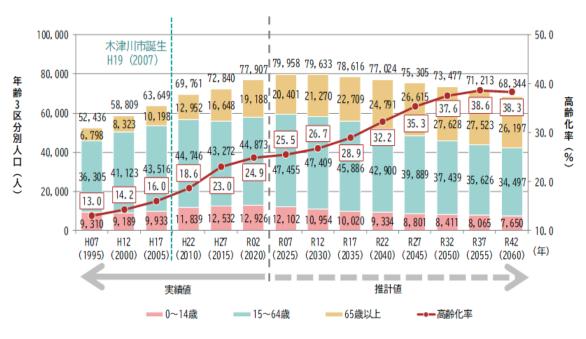
2 気 候

木津川市の気候は、太平洋側の内陸性気候であり、過去10年間の平均では8月平均気温27.2℃、1月平均気温3.9℃で、冬は比較的暖かく、夏はそれほど暑くなく、四季を通じて穏やかで、降水量は年平均1,500mm前後である。

3 人口

木津川市の人口は、学研地区の宅地開発などを背景とする人口流入により順調に増加を続け、<u>令和4(2022)年9月には8万人に達したものの、その後は横ばいから減少に転じるなど、転換期を迎えています。</u>

<u>将来人口(令和5年(2023)年推計)をみると、今後は緩やかに減少し、高齢化</u>率も徐々に上昇を続け、令和22(2040)年には30%を超えることが予測されます。



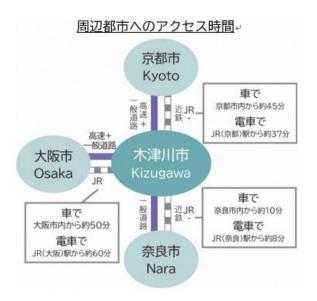
年齢3区分別人口と高齢化率の推移(実績値と将来推計値)

資料:2020年以前は国勢調査、2025年以降は木津川市推計(2023年推計)

4 道路・鉄道等

道路は、市の中央部を国道24 号が南北方向に、国道163号が東西方向に整備されており、広域幹線道路として位置付けられている。また、市の西部には京奈和自動車道<u>も</u>整備されるなど、<u>国道24号及び国道163号などの</u>交通混雑の緩和と関西文化学術研究都市間のアクセス向上が図られている。

鉄道は、JRにより木津駅を中心に、関西本線、奈良線、片町線で京都、大阪、奈良、三重方面と結ばれており、また、市の西部を南北に走る近鉄により京都、大阪、奈良方面と結ばれている。

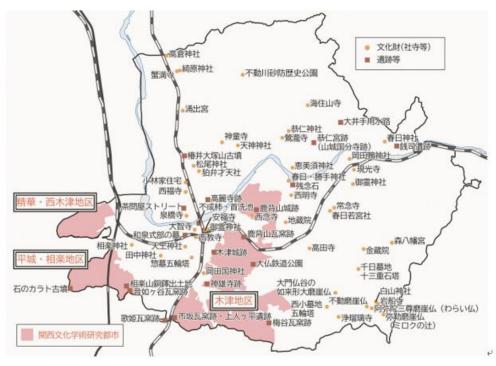


5 その他の特性等

木津川市は、平地部の田園、周囲の山々、丘陵部の木々、木津川などから構成される里地里山など豊かな自然に恵まれている。また、史跡や遺跡、伝統行事などの有形無形の歴史的文化遺産も豊富にあり、古くからの長い歴史を受けつぎながら、新たな発展の時期を迎えた新旧文化が調和した町といえる。

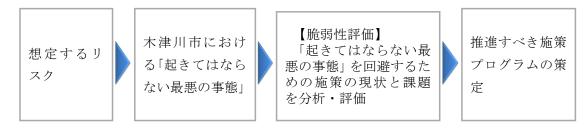
また、関西文化学術研究都市は、京都、大阪、奈良の3 府県にまたがる京阪奈丘陵において、国家的プロジェクトとして文化・学術・研究の新しい拠点づくりを目指して、「関西文化学術研究都市建設促進法」の公布・施行(昭和62(1987)年)によりスタートし、産・学・官の協力と連携のもとで建設が進み、現在では世界的な学術研究機関や国際的な交流拠点が次々と完成し、150を超える研究施設などが整備されている。

木津川市の主な文化財・遺構及び関西文化学術研究都市の整備地区



第3章 脆弱性評価

強靭化基本法の趣旨を踏まえ、国土強靭化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(以下「脆弱性評価」という。)を次の枠組及び手順により行った。



1 想定するリスク

市民生活及び経済への影響にかんがみ、発生すれば甚大な被害が生じる地震(南海トラフ地震、直下型地震)、近年頻発している豪雨等による土砂災害・風水害等の大規模自然災害並びにこれらに起因する有害物質の拡散・流出等の二次災害を想定するリスクとし、過去の被害状況や発生確率、被害想定等を次のとおり提示する。

(1)地震

① 南海トラフ地震

30年以内の発生確率が70%~80%(平成30年12月時点)と高くなっている南海トラフ地震については、死者約30人、全壊・焼失建物約740棟の被害が生ずることが想定されている。

② 直下型地震

平成7 (1995) 年に発生した阪神・淡路大震災は、我が国で初めて都市を直撃した直下型地震であり、地震の規模は淡路島北部を震源としてマグニチュード7.3 (兵庫県の一部では震度7、木津川市では震度4を観測)、死者6,400余人、負傷者43,700余人に上る甚大な人的被害をもたらした。また、国は「奈良盆地東縁断層帯」における地震の発生確率が相対的に高いと公表している(地震調査研究推進本部「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」(2019年1月1日で算定))。木津川市では、これらの断層を震源とする地震の発生により大きな被害を受ける可能性があるほか、主要な活断層の数及び発生確率から想定される被害規模が他の地域と比較して高い傾向にある。



(2) 豪雨等による土砂災害・風水害等

昭和 28 (1953) 年 8 月 14 日から 15 日に、木津川上流域を中心に大雷雨が発生した。木津川右岸における支流の被害が大きく、和東町で 428mmの集中豪雨が降り、ため池の決壊や小河川の氾濫が発生した。特に、山城地域での被害が大きく、死者 31 名の犠牲者が出る大惨事となった(南山城水害)。

この大雨は非常に狭い範囲で降ったことから、報道機関によって「集中 豪雨」という言葉が使われた最初の事例となった。

また、同年9月25日には、台風第13号が襲来し、南山城水害の未補 修箇所や応急工事箇所の再決壊などにより、大きな被害が出た。

以下、最近の被害発生状況

◇ 平成25年 台風第18号(9月15日から同月16日まで)

日本初の大雨特別警報の発令(京都府)

雨 量 等:総雨量 148mm (木津)、203 mm (加茂)、226 mm (山城三上山)

被害状況:建物一部損壊1棟(加茂)

床上浸水 25 棟(木津 22、加茂 3)

床下浸水28棟(木津25、加茂2、山城1)

道路冠水15か所(木津8、加茂6、山城1)

道路崩壊 37 か所 (木津 3、加茂 28、山城 6)

その他に河川、農地等被害あり。

◇ 平成 29 年 台風第 21 号 (10 月 22 日から同月 23 日まで)

雨 量 等:総雨量 171mm (木津) 、195 mm (加茂) 、179 mm (山城三上山)

被害状況:床上浸水1棟(加茂) 床下浸水11棟(木津)

倉庫等浸水 8 棟(木津 2、加茂 6)

パイプハウス 24 棟

その他に河川、農地等被害あり。

平成 25 年 台風第 18 号



木津神田付近(床上浸水)

平成 29 年 台風第 21 号



木津合同樋門(内水排水状況)

2 木津川市における「起きてはならない最悪の事態」

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で行うこととされている(強靭化基本法第17条第3項)。木津川市においては、国土強靱化基本計画で設定された45の「起きてはならない最悪の事態」を基に、木津川市として、次のとおり51項目を設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護 が最大限に図	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の 発生
られる I. 木津川市内		1-2	地震による土砂災害や堤防決壊等による死傷者の発 生
の重要な機能が致命的な障		1-3	台風・豪雨等に伴う洪水及び広域かつ長期的な浸水に よる死傷者の発生
害を受けず、維持される		1-4	台風·豪雨等による大規模な土砂災害の発生による死 傷者の発生
Ⅲ. 市民の財産 及び公共公益 施設に係る被		1-5	情報伝達の不備や避難体制の不備に伴う避難行動の 遅れによる多数の死傷者の発生
悪の最小化 IV. 迅速な復旧	2 救助・救急、医療活 動等が迅速に行われる	2-1	被災地における食料・飲料水等、生命に関わる物資供 給の長期停止
復興	とともに被災者等の健 康・避難生活環境を確 実に確保する	2-2	重要路線の途絶等による、多数かつ長期にわたる孤立 集落や孤立住民等の同時発生
		2-3	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動 等の絶対的不足
		2-4	消防団員の被災、道路の <u>途絶</u> ・浸水、ポンプ車の故障、防火水槽・消火栓の損壊等により、消防団の機能発揮が困難
		2-5	住民の多数被災、防災倉庫の被災等により、自主防災組織としての救援・消火活動がほとんどできない事態の発生
		2-6	想定を超える大量の避難者及び帰宅困難者(観光客を 含む)の発生、並びに水・食料等の供給不足
		2-7	医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の 麻痺
		2-8	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-9	避難所施設の被災や避難所運営体制構築の遅れにより、避難所運営が円滑にできない、安全が確保できない状況の発生。市外避難者の増大や想定外の避難者発生に伴う避難所施設の不足
		2-10	福祉避難所開設のための支援スタッフや救援物資提供の遅延により、協定締結福祉避難所及びその他の福祉施設による福祉避難所の開設ができない

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
が最大限に図	3 必要不可欠な行政機 能は確保する	3-1	行政・地域の防犯・治安機能の低下による盗難等の多 発に伴う混乱
られる Ⅱ. 木津川市内 の重要な機能		3-2	警察等、国・府の出先機関の機能低下に伴う大規模な 交通麻痺の発生、信号機故障等に伴う事故等の多発
が致命的な障 害を受けず、 維持される		3-3	市職員・施設等の被災による行政機能の大幅低下
	4 必要不可欠な情報通 信機能・情報サービ スは確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信(防災行政無線、ネット回線 、携帯電話等)の麻痺・長期停止
害の最小化 Ⅳ. 迅速な復旧 復興		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な 者に伝達できない事態
Ø. X		4-3	高齢者等の災害弱者の情報獲得手段が限られている ことによる重要情報伝達の不備から避難行動や救助・ 支援の遅延
	5 経済活動を機能不全 に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による 経済活動の停滞
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹陸上交通ネットワークの機能停止に伴う人・物資の流通 の停滞による各種事業への甚大な影響
		5-5	金融サービス等の機能停止により <u>市民</u> 生活・商取引等への甚 大な影響
		5-6	食料・水等の安定供給の停滞
	6 ライフライン、燃料 供給関連施設、交通 ネットワーク等の被害 を最小限に留めるとと もに、早期に復旧さ せる	5-7	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への 甚大な影響
		6-1	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道・ごみ処理等のライフライン・生活インフラ関連施設 ・設備の被災による長期間にわたる機能停止
		6-3	下水・汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	_	6-4	地域交通インフラが長期間にわたり機能停止
		6-5	応急仮設住宅等の住宅支援対策の遅延による避難生活の長 期化
		6-6	被災者へのきめ細かな支援の不足による心身の健康被害の 発生

基本目標	Terif.	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護 が最大限に図	7	制御不能な二次災害を 発生させない	7-1	木造密集地等での大規模火災の発生による多数の死傷者の 発生
られる エ・オンド は かん こうままれば かいままれば しゅうしゅう しゅう			7-2	連続地震、土砂災害等の複合災害による多数の死傷者の発生
の重要な機能 が致命的な障 害を受けず、			7-3	沿線・沿道の建物等の倒壊に伴う閉塞、陥没による交 通麻痺
維持される Ⅲ. 市民の財産			7-4	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
及び公共公益 施設に係る被 害の最小化			7-5	有害物質の大規模拡散・流出に伴う健康被害及び環境 への影響
IV. 迅速な復旧 復興			7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
			7-7	原子力発電所の過酷事故に伴う避難者の受け入れ及 び風評被害等による京都経済等への甚大な影響
			7-8	感染症の大規模発生等による関連死の多数発生
	8 社会・経済が迅速か つ従前より強靭な姿 で復興できる条件を 整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・ 復興が大幅に遅れる事態	
		8-2	復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により、復旧・復興ができなくなる事態	
			8-3	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅 れる事態
			8-4	地盤変動等による広域・長期にわたる被害の発生によ り、復旧・復興が遅れる事態
			8-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティ の崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
			8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整 備が進まず復興が大幅に遅れる事態
			8-7	住宅被害調査や罹災証明発行業務が遅延し、生活再建 が大幅に遅れる事態
			8-8	広域応援部隊が使用する燃料等の不足による、救援行動に支障をきたす事態の発生
			8-9	市外へ避難された方の受け入れ態勢を確保できない 事態の発生

別紙1「起きてはならない最悪の事態」の設定 別紙2「起きてはならない最悪の事態」に対応する KPI と評価

第4章 国土強靱化の推進方針

1 国土強靱化に関する施策分野

本計画の対象とする国土強靱化に関する施策分野は、次の13の個別の施 策分野と5つの横断的分野とする。

[個別施策分野]

- (1) 行政機能/(警察)防犯·消防等/防災教育等
- (2) 住宅·都市
- (3) 保健医療 福祉
- (4) エネルギー
- (5) 金融
- (6) 情報通信
- (7) 産業構造
- (8) 交通·物流
- (9) 農林水産
- (10) 国土保全
- (11) 環境
- (12) 土地利用(国土利用)
- (13) 伝統・文化の保全

「 横断的分野]

- (1) リスクコミュニケーション
- (2) 人材育成
- (3) 官民連携
- (4) 老朽化対策
- (5) 研究開発

2 施策分野毎の国土強靱化の推進方針

1 で設定した 18 の施策分野毎の国土強靭化の推進方針(施策の策定に係る基本的な指針)を次に示す。

これら18の推進方針は、第3章の2で想定した「起きてはならない最悪の 事態」に対して設定した8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対 応を施策分野毎に分類してとりまとめたものである。

これらの間には相互依存関係があることから、それぞれの分野における施策の推進に当たっては、主管する部局等を明確にした上で関係する府省庁・地方公共団体等と進捗状況等のデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性

及び効率性が確保できるよう十分に配慮することとする。

3 共通事項

各分野の推進方針にある「重要路線」とは、木津川市が管理する市道のうち、 以下に掲げる条件の道路をいう。

- (1) 京都府が設定する緊急輸送道路から市における防災上重要な施設を結ぶ路線
- (2) 孤立化の恐れがある地区を通るコミュニティバス路線

[個別施策分野]

(1) 行政機能/(警察)防犯·消防等/防災教育等

推進項目	推進方針	主管部局等
防災拠点	防災拠点施設における災害時の安心安全を確保	総務部、市民
施設等の	するため、非構造部材を含めた耐震化の完了を	部、健康福祉
耐震化•	目指すとともに、施設の老朽化対策、代替施設	部、教育部、
機能維持	の確保、設備のバックアップ措置・体制の確保	施設所管部局
対策	等防災拠点機能の維持を着実に図る。	
	防災拠点としての庁舎における行政機能を維持	総務部、施設
	するため、停電時における電源を確保できるよ	所管部局
	う、非常用発電機能の維持を着実に図るととも	
	に、情報システム等、電源使用の優先順位を定	
	める。	
	被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、	総務部、消防
	被災者の安全を確保するため、耐震化の推進	団
	等、消防団施設の機能向上を図るとともに、本	
	部代替施設の確保と通信機能等の向上を図る。	
災害対策	防災の総合的な計画である地域防災計画及び災	総務部
本部の運	害対応に係る活動や職員個々の役割を明確にし	
営強化等	た職員初動マニュアルや業務継続計画を社会環	
	境等の変化に応じて見直す。	
	初動体制を充実・強化するとともに、代替拠点	総務部
	を定めることも検討する。	
応援・受	平時から防災関係機関相互の情報連絡体制や情	総務部
援体制の	報共有体制の強化に努めるとともに、企業・団	
強化	体等との応援協定を締結するなど、関係機関や	
	民間企業等との連携・応援体制を構築する。	

警察、自衛隊、消防、緊急災害対策派遣隊(T 総務部	
EC-FORCE)等の広域受援計画の策定等	
を進め、災害対策要員や資機材、物資等を確保	
する。また、平時から、府・関係機関・地方公	
共団体との連携強化、広域災害を想定した遠隔	
自治体との連携強化、市内の防災拠点の整備促	
進を図るとともに、「木津川市地域防災計画」	
等に基づく広域的な応援・受援体制を整備し、	
訓練を実施すること等により、その実効性を常	
に向上させる。さらに、海外からの救援部隊等	
の支援の受入れ体制の整備を検討する。	
府及び部 WebEOC(ネットを活用した防災情報の共 総務部	
局間の連 有システム)を効率的に活用した訓練や災害対	
携強化 策本部会議訓練、府との連絡体制の確立・維持	
や訓練、救助・救出活動や物資搬送等の府と連	
携した防災訓練、被災者の生活再建支援システ	
ムの構築等により、災害発生時に府や部局間で	
円滑に情報を共有し、連携して災害応急対策や	
復旧・復興対策を実施できるよう、平時から連	
携体制を構築する。	
福井県内の原子力発電所における過酷事故に伴総務部	
う放射性物質の放出・拡散に伴う、「原子力災	
害に係る広域避難要領」に基づく宮津市からの	
避難者の受け入れの実効性を確保するととも	
に、訓練等を通じて、継続的に見直しを行う。	
救助・救 正確な情報に基づき一体となった避難誘導を行 総務部	
出活動のうため、関係機関、警察、消防と地元消防団、	
能力向上 行政地域等との連携を強化する。	
研修・教育等を積極的に実施し、市職員等の災 総務部、	各部
害対応能力を向上させる。また、孤立する可能	
性がある地域を事前に把握するとともに、被災	
遺族等への対応訓練を行う。	
物資等の 「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき 総務部	
備蓄、供 計画的な備蓄を進めるとともに、府と連携要領	
給対策 を確認して、効率的な物資の調達・提供体制を	
構築する。	
備蓄物資を計画的に確保し、府内広域等からの 総務部、	市民
受け入れ救援物資等に備えた防災倉庫等の保管部	
拠点を整備する。	

行政にお	業務継続計画の検証と見直しを随時行い、地域	総務部、各部
ける業務	防災計画にその考え方を反映することなどによ	
継続体制	り、業務継続体制の充実を図る。	
の確立		

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
防災拠点施設(庁舎、病院、学校、体育館	95% (R7)	各施設所管部
等)の耐震化(全 49 棟中)		
同長寿命化 (加茂文化センター)	R1∼ <u>R11</u>	教育部
同長寿命化 (中央交流会館)	R1∼ <u>R7</u>	教育部
同長寿命化(山城総合文化センター)	<u>R5∼R13</u>	教育部
南綺田消防詰所の改築	R3∼ <u>R5</u>	総務部
相楽中部消防本部の移転(耐震化・浸水	R2∼ <u>R7</u>	相楽中部消防
対策)		本部、総務部
木津人権センター・木津児童館の合築	<u>R6∼R9</u>	市民部 健康
		福祉部

(2) 住宅•都市

推進項目	推進方針	主管部局等
住宅の耐	昭和56年以前に建築された木造住宅は十分な耐	総務部、建設部
震化	震性を有していないものも多いが、市民の命を守	
	ることが最優先との観点から、木津川市建築物耐	
	震改修促進計画 (平成29年3月策定) に基づき、	
	減災を含めて幅広く耐震化対策を施した住宅(減	
	災化住宅)等、耐震化を一層促進する。また、耐	
	震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック	
	形成事業を推進する。	
	耐震診断の必要性やその助成措置等を周知する	総務部、建設部
	ことにより耐震診断を促進するとともに、耐震性	
	が不足していると診断された住宅の改修を支援	
	するため、府と連携して、耐震改修に関する助成	
	制度、税制優遇措置の周知を図り、耐震改修等を	
	促進する。また、耐震改修等を促進するため、住	
	宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。	
	市営住宅については、第2次木津川市営住宅スト	建設部
	<u>ック総合活用(長寿命化)計画</u> に基づき、建替え	

	然った In エレデル・ナンド・は フート・コート・カーコー・ターコー	
	等により耐震化を進めるとともに、適切な管理に	
	努める。	
空家等対	管理が不十分な空家等については、木津川市空家	建設部
策の推進	等対策計画に基づき、所有者等に適正な管理を促	
	すとともに、空家の状況に応じて利活用や除却を	
	推進するなど、空き家対策総合支援事業を活用し	
	つつ、総合的な空家等対策を実施します。	
多数の者	多数の者が利用する建築物及び避難の際に配慮	総務部、施設所
が利用す	が必要な者が利用する建築物等のうち、耐震性が	管部
る建築物	不足していると診断された建築物及び防災拠点	
等の耐震	施設について、木津川市建築物耐震改修促進計画	
化	等に基づいて、耐震化や天井板の改修等を計画的	
	に促進する。	
学校施設	学校施設は、児童・生徒等の学習、生活等の場で	教育部
の耐震化	あるだけでなく、地域住民にとって最も身近な公	
	共公益施設であり、地震等の災害時には地域住民	
	の避難場所としての役割が求められていること	
	から、学校設置者は、校舎等の構造体の耐震化の	
	完了を目指すとともに、つり天井等の非構造部材	
	の耐震化もできるだけ早期に実施し、学校施設全	
	体の耐震化を計画的・効率的に推進する。	
建築物、宅	府と連携を図って地震被災建築物応急危険度判	総務部、建設部
地等の応	定士及び被災宅地危険度判定士の実地・連絡訓	
急危険度	練、研修会へ参加することにより、危険度判定を	
判定	早急に実施できる体制を充実・強化する。	
室内の安	ホームページ、パンフレット等を活用して、家具	総務部、建設部
全対策、火	の固定等室内の安全対策の重要性について周知	
災発生防	を強化するほか、自主防災組織等と連携して家具	
止対策の	転倒防止対策やガラス窓飛散防止対策等を推進	
推進	する。	
	災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進め	総務部
	 るとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮	
	断等、火災の発生を防止するための行動や、住宅	
	用消火器の普及、住宅用防災警報器(住宅用火災	
	警報器)の設置義務の啓発を図り、火災発生の防	
	上対策を進める。	
地震や火	大規模地震による市街地火災等から避難者の生	総務部、建設部
災に強い	命を守るため、木津川市建築物耐震改修促進計画	2,
まちづく	に基づき、計画的に推進する。	
5 5 5 1	1-7 - C / HIENDALOTEYE / 00	

		T 1
り等の推	土地区画整理事業及び公園緑地整備事業等を行	建設部
進	う際は、災害時の避難場所、延焼を遮断する空間、	
	支援活動の拠点となる公園や道路等の整備に留	
	意し、府と連携しながら推進する。	
	倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれ	総務部、建設部
	がある屋外広告物等について、その安全性に関す	
	る注意喚起等の取組を進める。また、取り組みを	
	促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事	
	業を推進する。	
	大規模盛土造成地について、府が広報する資料に	総務部、建設部
	 基づき、該当地がある場合にはマップ等を作成し	
	て、市民に情報共有を図る。また、大規模盛り土	
	造成地の安全性を把握するため、宅地耐震化推進	
	事業を推進する。	
ライフラ	早期の道路啓開や適切な交通規制を実施できる	総務部、建設部
イン施設	体制の整備、関係機関等との災害時応援協定の締	WE STATE OF THE PERSON OF THE
の応急復	結等、災害復旧に係る協力体制を継続的に確保す	
旧体制の	る。	
構築等	電気、ガス、給排水、照明、空調、通信設備等の	各部、関係企業
11720	機能が維持できるよう、それぞれの施設の特性を	等
	踏まえた耐震化・二重化等を進め、平時から適切	',
	な維持管理を行う。	
	災害時に、的確に各ライフラインの被災状況、復	総務部
	旧状況等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調	אם ככניטווי
	整ができるよう、平時から各ライフライン事業者	
	間の連携を強化する。	
下水道施	災害時における汚水処理機能を確保するため、終	上下水道部
一設の耐震	未処理場や幹線管渠の耐震化及び改築更新を計	市民部
化	一面的に進めるとともに、下水道事業計画区域外で	111 114 114
טו	固的に進めることもに、下水道事業計画区域がでは合併浄化槽の整備を推進する。	
上水道施	上水道施設の耐震化を着実に推進するため、木津	上下水道部
上が追施し設の耐震		工工小坦司
	川市水道人材育成・技術継承計画に基づき技術職員の会成やノウッカの世有を強化する	
化	員の育成やノウハウの共有を強化する。	
	浄水場、配水池、管路の耐震化を進めており、今	上下水道部
	後も木津川市新水道ビジョンに基づき計画的に	
FD /7 +4 W	実施する。	7-1:
緊急輸送	救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路	建設部
路等の確	について、橋梁の耐震化や法面防災対策等を促進	
保・整備	する。	

	電柱等の倒壊により道路が閉塞されることを防	建設部
	でため、市街地等の幹線道路等特に対応が必要な	建 取即
	重要路線に対し、無電柱化等を計画的に推進す	
	る。 	7キュラロ・ナロ
	防災拠点施設への迅速な緊急車両の通行を確保	建設部
	するため、対応が必要な重要路線について府と連	
11	携し、沿道建築物の耐震化を計画的に推進する。	
被災者の	避難所となる施設の耐震化等を推進するととも	総務部、健康福
生活対策	に、被災者の健康管理や避難所の衛生管理等を適	祉部、避難所施
	切に行う体制を構築する。	設所管部
	避難所等において、マンホールの上に便座等を設	総務部、施設所
	けることにより、迅速にトイレ機能を確保できる	管部
	「マンホールトイレ」を関係機関と連携して整備	
	する。	
迅速な被	大規模災害時は被害が広範囲に及び、また発災直	総務部
害認定調	後は被害認定調査員の確保が困難となる可能性	
査、罹災証	があるため、府等と連携・共同により被災者の生	
明の発行	活再建支援システムを構築し、円滑な支援体制を	
のための	整備する。	
体制整備		
生活と住	被災者に対する支援・各種相談体制を迅速に整備	総務部、健康福
居の再建	して早期復興を可能とするため、平時から、地域	祉部
支援	コミュニティの強化、災害ボランティア活動、企	
	業による地域貢献活動の環境整備等、「共助」の	
	推進に寄与する取組を支援する。	
	被災した際、地域コミュニティの維持・活用や復	総務部、各部
	興のための組織の立ち上げなどにより、復興まち	
	づくり支援が円滑に進む体制を整備する。	
	多数の避難者の生活を安定させるため、公営住宅	総務部、建設
	等の活用や民間の宿泊施設・賃貸住宅等を利用し	部、各部
	た多様な仮住居を確保する仕組の実効性を高め	
	るとともに、平時から応急仮設住宅の建設適地の	
	選定を行い、仮設住宅建設の体制整備を図り、入	
	退去の基準をあらかじめ決めておくなど、早期に	
	 仮設住宅に入居ができる体制を整備する。	
	大規模地震等により被災した住宅の再建を円滑	総務部、建設部
	に進めるため、地震保険の普及・啓発に努め、加	
	入を促進するほか、相互扶助により隙間を埋める	
	「互助」の仕組として全国規模の「住宅再建共済	

	rior de la Colonia de la Colon	
	制度」の創設について国に働きかける。	
帰宅困難	観光客を含む帰宅困難者に対する情報提供、避難	マチオモイ部
者の安全	場所の確保、帰宅支援ステーションの充実等、支	
確保	援体制を整備し、その安全を確保する。	
	避難所の耐震化を進めるとともに、避難所として	総務部、施設所
	適合する公的施設について避難所指定を促進し、	管部
	民間施設等を一時避難所として活用できるよう	
	にする。	
	大規模災害時に鉄道が不通となった場合におい	総務部、マチオ
	て、観光客を含む帰宅困難者や避難者の大規模移	モイ部
	送に対応するため、代替輸送手段の確保等に係る	
	協定を公共交通事業者等と締結するなど、方策を	
	検討する。	
	帰宅困難者が発生した時に、市町村、関係事業者	総務部、マチオ
	と警察等の実動組織が連携して、地域に応じた対	モイ部
	策を円滑に推進できるよう、支援策を充実させ	
	る。あわせて、企業等に対しては従業員の帰宅困	
	難対策の重要性を啓発し、対策を促す。	
	府と連携し、災害時帰宅困難者に係る支援協定の	総務部、マチオ
	締結事業者をさらに拡大していく。	モイ部
観光客の	観光客支援マニュアルの整備や訓練等の実施、避	総務部、マチオ
安全確保	難施設等の情報の提供体制を構築するなど、災害	モイ部
	時における観光客保護対策を促進する。	
	外国人観光客等に対して、わかりやすい日本語、	総務部、マチオ
	多言語やピクトグラム等デザイン化された視覚	モイ部
	情報による情報提供を行う。また、災害時に大使	
	館、領事館と迅速な情報共有ができるよう、平時	
	から府を通じた連携体制を構築する。	
L		l .

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
浄水 (受水) 施設の耐震化	78.5%	上下水道部
配水池の耐震化	82.9%	上下水道部
水道管路の耐震化	23.2%	上下水道部
水道危機管理対策マニュアルの見直 し	100%	上下水道部
下水道管の耐震化 (幹線管渠)	更新に合わせて実施	上下水道部

加茂浄化センターの耐震化	R3∼ <u>R10</u>	上下水道部
第2次木津川市営住宅ストック総合 活用(長寿命化)計画	同計画に基づき実施	建設部
木造住宅耐震診断士派遣事業	木津川市建築物耐震 改修促進計画に基づ く	建設部
木造住宅耐震改修等事業	木津川市建築物耐震 改修促進計画に基づ く	建設部
空家等対策事業	木津川市空家等対策 計画に基づく	建設部
小学校施設(老朽化校舎)の改築又は 改修	R2~	教育部

(3) 保健医療・福祉

推進項目	推進方針	主管部局等
医療・福祉	医療施設・社会福祉施設の耐震化を図る。	健康福祉部、教
施設の耐震		育部
化等	天井崩壊防止対策、消防法施行令(昭和36年政令	健康福祉部
	第37号)の平成19年6月改正により義務付けら	
	れたスプリンクラー整備、エレベーターの安全に	
	係る技術基準の指導・啓発等、医療・福祉施設の	
	安全性を確保していく。	
災害時の医	山城南災害医療連携協議会の研修会及び・訓練	総務部、健康福
療・救護体	に参加する。	祉部
制の整備	災害用医薬品について、府と連携した確保体制	健康福祉部
	を強化する。	
感染症のま	災害発生後の感染症の発生やまん延を防止す	健康福祉部
ん延防止	るため、府と連携し、平時から予防接種を促進	
	するとともに、被災者の生活全般について衛生	
	環境を整備する体制を構築する。	
特別な配慮	災害時の情報伝達体制の整備、安否確認や避難	総務部、健康福
が必要な人	支援を行う者の確保、避難所生活における介助	祉部
への支援	者の確保、個別避難計画の策定等、要配慮者支	
	援の取組を進める。	
	自主防災組織をはじめとする地域住民の助け	総務部、健康福
	合いによる要配慮者支援の取組をさらに促進	祉部
	する。	

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
保健施設(保健センター)の耐震化	66.6%(現状)→100%	健康福祉部
加茂保健センターの耐震化	検討中 (未定)	健康福祉部
山城南災害医療連携協議会等が実施	100%	健康福祉部
する災害に関する研修会・訓練への		
参加		
手指消毒液等災害用医薬品の備蓄	100%	健康福祉部

(4) エネルギー

ア 推進方針と主管部局

推進項目	推進方針	主管部局等
再生可能工	市の公共公益施設、特に避難所に指定されて	各施設管理部
ネルギー設	いる施設等について、停電発生時において業	署
備の普及促	務等の継続への影響を最小限にするため、再	
進	生可能エネルギー設備等の設置及びそれらを	
	補完する蓄電池や天然ガスコージェネレーシ	
	ョン、燃料電池と組み合わせた普及について、	
	検討する。	
	温室効果ガスの排出抑制のみならず、停電時	市民部
	に市民が電力を使用できるよう、京都府と協	
	力して、太陽光発電設備と蓄電池を組み合わ	
	せた、家庭向け再生可能エネルギー設備の普	
	及を図る。	

イ 主な事業

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
エコ生活応援補助金(太陽光発電・蓄	京都府と協力して実	府
電設備)	施	市民部

(5) 金融

推進方針と主管部局

推進項目	推進方針	主管部局等
事業の再開	地元金融機関による連携型BCPを推進し、	総務部、マチオ
に必要とな	金融サービス機能が停止しないよう連携体	モイ部、市長直
る資金の確	制の構築を図る。	轄組織 (会計
保	速やかに経済活動が再開できるよう、市内金	課)

融機関と平時より融資制度等について協議 する。

(6) 情報通信

ア 推進方針と主管部局

推進項目	推進方針	主管部局等
市民への通信	防災関係機関相互の情報共有と市民への迅速	総務部
手段の確保	な情報伝達を図るため、防災拠点・重要拠点の	
	ネットワークの完全二重化、防災行政無線を	
	はじめとする通信伝達手段の多様化及び継続	
	性の確保・強化を促進する。	
	携帯情報端末等を活用し、多言語で観光防災	マチオモイ部
	情報を提供する。	
	安否情報や避難生活に役立つ情報が入手でき	マチオモイ部、
	るよう、WiーFi等の環境を避難所等に整	健康福祉部、教
	備する。	育部
災害危険情報	府が実施するWebEOC(ネットを活用し	総務部
の収集・伝達	た防災情報の共有システム)を効率的に活用	
体制の確立	した訓練に参加する。	
	「NHKニュース・防災」等のスマホ防災アプ	総務部
	リや府が運用する水位計・防災カメラ等から	
	得られる防災情報について、市民に周知する。	
	要配慮者世帯に対する情報伝達手段の確保	総務部
	100%を目指し推進する。	

イ 主な事業

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
木津川市防災情報メール <u>・公式LINEア</u>	登録者数 <u>2.5 万人</u>	総務部
<u>カウント</u> 登録		
要配慮者世帯に対する情報伝達手段の確	電話登録 200 件(<u>R6</u>)	総務部
保		
地区防災計画・地区タイムラインの策定	策定率 100% <u>(R6)</u>	総務部

(7) 産業構造

推進項目	推進方針	主管部局等
BCPの推進	地域・業界の連携、オール京都での体制確立等	各部
による京都全	を図ることにより、「京都BCP」の推進に協	

体の活力の維	力する。	
持		
	企業の防災計画の策定や防災訓練への参加の	総務部、マチオ
	促進、帰宅困難となった従業員への対策の検	モイ部
	討等、企業における防災体制の強化を促進す	
	る。	
地域産業の活	復興に係る対策本部の設置手順の構築やマニ	総務部、マチオ
力維持	ュアルの作成等、ボランティア、NPO等の地	モイ部、各部
	域を構成する様々な主体と連携・協働を図り	
	ながら、発災後に地域の産業の維持・継続・再	
	建に向けた支援体制を速やかに整備できるよ	
	う準備を進める。	
観光業や農林	正しい情報の迅速・的確な提供や観光客等の	総務部、マチオ
水産業の風評	誘客キャンペーンの実施、府内産農林水産物	モイ部
被害対策	の販売促進や放射線物質検査等により、災害	
	発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制	
	づくりを平時から府と連携して推進する。	
交通・物流施	救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難	建設部
設の耐災害性	路について、橋梁の耐震化や法面防災対策を	
の向上	推進するとともに、国や府等と連携を図りな	
	がら、市街地等の幹線道路等特に対策が必要	
	な重要路線に対し、無電柱化等を計画的に推	
	進していく。	
ライフライン	企業の経済活動が機能不全に陥らないよう、	総務部、マチオ
施設の整備	ライフラインに係る施設の耐震化・二重化等	モイ部、上下水
	を進め、平時から適切な維持管理を行うとと	道部
	もに、行政・事業者間で連携しながら効果的	
	な復旧方策について検討する。	

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
事業継続力強化支援計画の策定	R4	木津川市商工
		会、マチオモ
		イ部

(8) 交通·物流

推進項目 推進方針 主管部局等

道路等の整	重要路線の拡幅・耐震補強、物資輸送拠点とな	建設部
備・耐震化	る鉄道の駅舎・高架橋の耐震強化や脱線対策	
	等を推進し、道路、鉄道等の安全性を確保し地	
	震に強い交通ネットワークを整備するととも	
	に、被災しても早期に復旧できる体制を整備	
	する。	
災害時の医療	災害発生時において、交通の寸断により医療	建設部
提供のための	機能が麻痺することを防ぎ、救援救助・緊急物	
緊急輸送道路	資等の輸送ルートを早期に確実に確保するた	
等の確保	め、代替道路を確保するとともに、生命線とな	
	る道路の整備を着実に進める。また、緊急輸送	
	道路等の橋梁の耐震化、無電柱化及び法面防	
	災対策、重要路線を守るためにも治水、土砂災	
	害対策を着実に促進する。	
交通・物流施	救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難	建設部
設の耐災害性	路について、橋梁の耐震化や法面防災対策を	
の向上	推進するとともに、国や府等と連携を図りな	
	がら、市街地等の幹線道路等特に対策が必要	
	な重要路線に対し、無電柱化等を計画的に推	
	進していく。	
	医療機関と搬送機関の情報共有・連携体制や	健康福祉部、建
	人員輸送に係る応援協定の締結を進めるとと	設部
	もに、放置車両の撤去に係る民間団体と道路	
管理者との連携を促進することなどにより、		
緊急輸送体制を適切に確保する。		
	災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる	建設部
	交通が確保されるよう、京奈和自動車道をは	
じめ、国道及び府道の整備促進を要望すると		
ともに、市域における強靱化をより一層図る		
ため、幹線道路ネットワークの強化に向け、関		
	係機関とともに検討を進める。また、広域幹線	
道路と一体となった道路ネットワークの形成		
のため、防災拠点等へのアクセス等、市管理の		
重要路線の未整備箇所の早期供用開始に向け		
	た取組を着実に進める。	
	災害発生時における孤立集落の発生や長期化	建設部
	を防止するため、人や物資等の緊急輸送や避	
	難に係る交通が確実に確保されるよう、生命	
	線となる道路の整備を代替路の確保と併せて	

	着実に進めるとともに、重要な道路を守るためにも治水、土砂災害の対策を併せて推進する。	
交通基盤、輸	複軸の交通ネットワークの構築(災害時にお	マチオモイ部、
送機関の災害	ける輸送モード相互の連携・代替性の確保) に	建設部、関係事
対応力の強化	向けて、京奈和自動車道等の高速道路ネット	業者
	ワークや鉄道ネットワークの整備等を着実に	
	進める。	

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
国道 163 号精華拡幅(精華町~木津川市)		国
国道 24 号城陽井手木津川バイパス(城陽		国
市~木津川市)		
山手幹線(京田辺市~木津川市)		府
国道 163 号(木津川市加茂町銭司地区~和		府
東町木屋地区)		
天理加茂木津線(木津川市加茂町大野地		府
区)		
上狛城陽線 (木津川市〜城陽市)		府
枚方山城線(木津川市)		府
JR 奈良線第2期高速化・複線化(京都市、	R2~ <u>R4 完了</u>	府、JR
宇治市~木津川市)		
木津中ノ川線(木津川市梅谷地区)	R2~ <u>R9 予定</u>	建設部
木津川台駅前線 (木津川市吐師地区)	R2~R8 予定	建設部

(9) 農林水産

推進項目	推進方針	主管部局等
農地・農業用 ため池の決壊による二次災害を未然に防止す		マチオモイ部、
施設の防災対	るため、点検を行って必要な整備を進めると	建設部
策	ともに、万一の決壊に備え防災重点ため池の	
	ハザードマップの更新等、迅速かつ的確な避	
	難のための情報を共有する。あわせて、ため池	
	管理者に対し、施設の適正な保全と地域住民	
	を巻き込む管理体制の強化を啓発する。	
	※ 防災重点ため池:決壊した場合に人家や病院、学校等の公	
	共公益施設等に影響を与えるおそれがあるため池	

	農地の荒廃や崩壊を防ぎ、農業用排水路等を	マチオモイ部、
適正に管理・保全して二次災害を防止するた		建設部
	めの対策を支援するとともに、農業者のみな	
	らず、地域住民や都市住民の多様な参画によ	
	る共同活動を継続的に支援する。	
	長期緩慢災害の恐れのある高温、低温、多雨等	マチオモイ部
	の情報をホームページで農業者や市民に周知	
する。		
資材の供給体	農林業者の早期経営再建に向けて必要な資材	マチオモイ部、
制の整備	が安定的に供給されるよう、緊急輸送路、農	建設部
	道・林道等の確保・整備を推進する。	
森林の整備・	森林管理法に基づく「新たな森林管理システ	マチオモイ部、
保全	ム」を活用した森林の適切な管理と治山事業	建設部
	の推進による森林の災害防止機能の向上を図	
る。また、荒廃により災害の原因となるおそれ		
	がある森林については、府と連携して災害を	
	防止する。	

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
調査を要する防災重点ため池の調査	全93箇所 (R2~R11)	建設部
防災重点ため池の安心安全マップ作成	全93箇所 (R2~R11)	建設部
ため池改修工事 (梅谷地内)	2 箇所 (R3~R7 <u>予定</u>)	府
ため池廃池工事(小坊院池)	1 箇所 (<u>R6~R7 予定</u>)	建設部
農道橋りょう点検及び施設整備保全	R2~ 施設保全計画に	建設部
計画の策定・修繕事業	基づき実施	
林道の橋梁点検及び診断・修繕事業	R2~ 個別施設計画に	建設部
	基づき実施	

(10) 国土保全

推進項目	推進方針	主管部局等
総合的な治水	平成25年の台風第18号や平成29年の台風第	建設部、上下水
対策(流域治	21 号の豪雨等による大規模な浸水被害をはじ	道部、総務部、
水)	め、近年、気候変動等に伴うこれまで経験した	市民部
	ことのない災害が発生していることから、国、	
	府、関係市町村及び企業等のあらゆる関係者	
	が協働して、集水域・河川区域のみならず、氾	

濫域も含めた一つの流域として捉え、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を、ハード・ソフトー体となって取り組む総合的治水対策(流域治水)なぜはよる
減少させるための対策、③被害の軽減、早期復 旧・復興のための対策を、ハード・ソフト一体 となって取り組む総合的治水対策(流域治水)
旧・復興のための対策を、ハード・ソフト一体 となって取り組む総合的治水対策(流域治水)
となって取り組む総合的治水対策(流域治水)
+.++\h-1-7
を推進する。
市民の生命や財産を水害から守るため、過去 建設部
に内水被害が発生している一級河川小川をは
じめとした木津川支流域において、内水を強
制排水するための排水設備などの改修・整備
を進める。
浸水被害対策については、河川管理施設等の 建設部、上下水
維持管理・補強等、また、排水施設、雨水貯留 道部
浸透施設の整備等のハード対策を着実に推進
する。
公園や校庭等を利用した雨水貯留浸透施設の総務部、建設
整備、開発行為に伴う調整池の設置、農地・農部、教育部、マ
チオモイ部
業用施設における治水対策に貢献する整備や
地域の取組への支援、森林の水源涵養機能の
維持・向上、遊水機能を有する土地の保全に努
める。
公共建築物への浸水による被害を軽減する機 総務部、建設部
能の整備、排水機場の適切な操作、ため池の決
壊の防止等の対策に加えて、避難を円滑かつ
迅速に行うための洪水ハザードマップの作
成、防災情報の高度化、地域防災力の強化とい
ったソフト対策を行う。
河川、下水道 木津川について、国や府と連携して <u>河川</u> 整備 建設部
等施設の整 に関する要望、協議及び実行など、積極的に協
備・耐震化 力する。
京都府が計画的に実施する河川整備について 建設部
は、木津川市域に多い天井川の対策など市街
地・住宅地への浸水を防ぐための治水対策に
積極的に協力する。
下水道施設の雨水対策については、雨水貯留 上下水道部
施設を設置する等により、浸水被害の軽減を
図る。
家庭向け雨 水資源の有効活用のみならず、豪雨時の浸水 市民部

水タンクの	被害の軽減及び断水時に市民が水を使用でき	
普及促進	るよう、京都府と協力して、家庭向け雨水タン	
	クの普及を図る。	
洪水ハザード	洪水ハザードマップの作成(情報の随時追加	総務部、建設部
マップ作成等	を含む)をはじめとしたソフト対策を推進す	
	るとともに、日頃から避難場所や避難経路等	
	を確認できる環境を実現することにより、市	
	民の避難体制の確保や防災意識の向上を図	
	る。	
総合的な土砂	府が推進する砂防設備、地すべり防止施設、急	総務部、建設部
災害対策	傾斜地崩壊防止施設等の砂防関係施設等の整	
備といったハード整備の着実な推進にあわせ		
て、土砂災害警戒区域等の指定、土砂災害警戒		
情報や土砂災害ハザードマップ等の各種防災		
情報の提供、市民の防災意識の向上のための		
啓発活動等の対策に、市は積極的に協力する。		
土砂災害の被害を防止するため、土砂災害特		総務部、建設部
別警戒区域内の住宅等について、土砂災害対		
策改修や住宅の移転を促進する。また、取り組		
みを促進するため、住宅・建築物安全ストック		
	形成事業を推進する。	
道路・橋梁の	市で管理する道路及び橋梁等の長寿命化、耐	建設部
維持補修	震化対策を計画的に推進する。	

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
木津川河川整備 (八幡市~笠置町)		国
大井手川河川改修 (木津川市)		府
赤田川河川改修(木津川市)		府
天井川対策 (木津川市)		府
急傾斜地崩壊対策 (木津川市)		府
小川内水対策事業	<u>R2~R7 予定</u>	建設部
内垣外排水路改修事業	R2~R3 完了	建設部
貝鍋川暫定改修事業	R2~R3 完了	建設部
橋梁の点検・修繕事業	木津川市橋りょう長	建設部
	寿命化修繕計画に基	
	づき実施	
市道トンネルの点検調査(5年に1回)	木津川市トンネル長	建設部

	寿命化修繕計画に基づき実施	
横断歩道橋の点検整備(5年に1回)	木津川市横断歩道橋	建設部
	長寿命化修繕計画に	
	基づき実施	
住宅・建築物耐震改修事業(土砂災害対	継続実施	建設部
策改修支援事業)		
がけ地近接等危険住宅移転事業	継続実施	建設部
エコ生活応援補助金 (雨水タンク)	京都府と協力して実	府
	施	市民部
木津川市総合防災マップの改訂	<u>R6</u>	総務部

(11) 環境

ア 推進方針と主管部局

推進項目	推進方針	主管部局等
災害廃棄	災害廃棄物処理計画を策定して、災害廃棄物の適	市民部
物処理	正かつ円滑な処理により、早期に復旧、復興を図	
	るため、必要な事項を定める。	

イ 主な事業

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
災害廃棄物処理計画の策定	令和5年度策定	市民部

(12) 土地利用(国土利用)

推進方針と主管部局

推進項目	推進方針	主管部局等
安心・安全	災害リスクの高い地域について、規制の対象とな	総務部、各部
を実現す	る建築物等の用途・構造が災害の特性や地域の状	
る国土利	況等に即したものとなるよう配慮した上で、土地	
用	の利用を適切に制限するとともに、防災拠点とし	
	て活用される公共公益施設や要配慮者利用施設	
	等について災害リスクの低い地域への立地を進	
	める。	
緊急避難	平成 31 年度に定めた「災害の種類別の指定緊急	総務部、健康福
場所・避難	避難場所・指定避難所」の周知を図るとともに、	祉部、教育部
所の整備	避難所環境の充実化を図る。	
等	原子力災害時の広域避難者を円滑に受け入れが	総務部

	可能となるよう、避難所の運営体制等を整備す	
	る。	
地籍調査	被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要とな	建設部
の推進	る土地境界等の情報を整備する地籍調査事業を	
	積極的に推進する。	

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
指定避難所環境改善に資する計画策定	<u>R8</u>	各施設所管部
国道 24 号城陽井手木津川バイパスの地		建設部
籍調査		

(13) 伝統・文化の保全

推進項目	推進方針	主管部局等
文化財の保	文化財所有者等は、文化財建造物の倒壊防止	教育部
護・保全	対策、美術工芸品の転倒防止対策等の防災対	
	策を進め、市は、市内にある国、府・市指定文	
	化財の保管状況を把握した上で、実践的な消	
	防訓練等防災対策に取り組む。	
	市及び文化財所有者等は、復興に当たって、町	教育部
	家の再興、伝統産業の継続、被災文化財の修	
	復、史跡・名勝・天然記念物・文化財環境保全	
	地区・埋蔵文化財包蔵地の保護・保全等、京都	
	の伝統・文化の保護・承継がなされるよう、平	
	時から体制の構築に努める。	
文化財建造物	文化財建造物は、観光客等不特定多数の者が	教育部
等の耐震化	訪れることが多い建造物であることから、大	
	規模地震時に、これらの者の生命・身体の安全	
	を確保するため、建造物が倒壊・損壊しないよ	
	うに、耐震診断の実施や文化財の価値を損な	
	わない方法による補強等の耐震対策を促進す	
	る。	
文化財の防火	文化財所有者等は、自動火災報知設備、消火設	総務部、教育部
対策	備等の防災設備の整備を進め、市は、消防隊が	
	到着するまでの初期消火活動が適切に行われ	
	るよう、文化財防火デーの消火訓練や防火講	
	習会等を相楽中部消防組合と調整して実施	

し、文化財レスキュー体制等の構築を推進す	
る。	

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
歴史文化基本構想策定事業	100% (R5)	教育部
指定・未指定文化財台帳整備事業	100% (R5)	教育部
指定等文化財保存修理事業	年間 37 件(H29 [~] R1 実	所有者
	績平均)	
文化財保存整備補助事業	年間 1,000 万円	教育部
史跡名勝天然記念物等整備事業	国指定 3/7 件 (R5)	教育部
	府指定 0/2 件	
	市指定 0/5 件	
京都府文化財保護指導委員	巡視 50 回/年	府、教育部
文化財防火デー合同立入り事業	寺社査察 39 ヶ所/年	相楽中部消防
	寺社消防訓練2回/年	本部、教育部
文化財防災設備整備事業(市有文化財収蔵	予定	教育部
庫整備)		
文化財資料刊行事業		教育部

[横断的分野]

(1) リスクコミュニケーション

推進項目	推進方針	主管部局等
災害危険情報	市民があらかじめ、地震や洪水、土砂災害等の	総務部
の提供	災害危険情報等を把握し、自ら安全を確保す	
	る行動がとられるよう、マルチハザード情報	
	提供システムの周知を図る。	
地域の「つな	救出・救助活動により多くの生命を守るため	総務部
がり」の強化	には、地域における助け合い「互助・共助」が	
	何より重要であることから、平時から様々な	
	地域活動を通じ顔の見える関係づくりに努め	
	る。また、被災者の救出・救助や避難所の運営	
	等地域の防災活動に大きな役割を果たす自主	
	防災組織の育成を図るとともに、若年者の参	
	加や隣接地域及び自主防災組織の連携・協力	

	Maria de la companya	
	等により活動の活性化を図る。	
多国籍市民等	多言語による生活情報の発信、防災ガイドブッ	総務部、マチオ
への災害時支	クの整備、携帯メールによる防災情報の発信を	モイ部、教育部
援等	行うとともに、市町村等が実施する防災訓練等	
	の取組を支援することにより、災害時の支援体	
	制の構築を図る。また、その実効性を確保するた	
	め、多国籍市民等と協働・連携した事業、多文化	
	共生施策や課題に関する意見交換等を通して、	
	日本語能力が十分でない外国籍市民が安心して	
	不自由なく生活できる環境を整える施策を推進	
	する。	
消防団の活性	消防団員の消防学校での教育訓練や大学生の	総務部
化	取組支援、消防団員 OB の活用等、消防団が活	
	発に活動する地域づくりを府と連携して進め	
	るとともに、実践的な訓練を取り入れ、救助等	
	専門チームを設置するなど消防団の機能強化	
	を図る。	

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体	
マルチハザード情報提供システムの普及	普及啓発を継続	府、総務部	
啓発 (府事業は H30 年度で終了)			
自主防災組織の結成推進	結成率 90%(<u>R8</u>)	総務部	
消防団員の充足	団員募集の継続	総務部	

(2) 人材育成

推進項目	推進方針	主管部局等
市民に対する	木津川市全体の防災力を向上するため、防災	総務部
教育・訓練	の担い手として活動する人材を育成し、多様	
	な機会を通して市民に正しい防災知識の普及	
	を図る。	
	将来を担う児童・生徒等を対象とした防災教	教育部
	育を積極的に実施する。	
	市民等が参加する実践的な訓練を実施し、地	総務部
	域の災害対応体制を強化する。	
自主防災組織	自主防災組織及び地域防災活動に取り組む自	総務部
の活動促進	治会等が行う、消防団等と連携した危険箇所	

	の把握、有用情報の調査、地域の防災マップ、 地区防災計画の素案の作成や防災訓練等を促 進するとともに、府と連携して自主防災リー ダーの育成を進める。	
職員の技術力	近畿市町村災害復旧相互支援機構へ参画する	建設部
向上	ことにより、技術職員が平時においても、災害	
	査定に関する勉強会等に参加できる環境を整	
	え、技術力の向上に取り組む。	

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
自主防災組織等リーダーの育成	継続実施	総務部
防災士の育成	R2 <u>~R8 (350 名)</u>	総務部
技術職員の育成	継続実施	建設部

(3) 官民連携

ア 推進方針と主管部局

推進項目	推進方針	主管部局等
NPO・ボラ	災害ボランティアによる支援活動が円滑に実	総務部、健康福
ンティアとの	施されるよう、平時から府・市、社会福祉協議	祉部
連携強化	会、NPO、ボランティア団体等が相互に連携	
	し、ネットワークを構築するとともに、災害ボ	
	ランティアセンターの機能向上を図る。	
	災害時に各地から集まるNPOやボランティ	総務部
	アの受入れ、適材適所への配置や、被災者のニ	
	ーズに対する対応等に的確に対処できるスタ	
	ッフを専門分野ごとに重層的に養成する。	
迅速な応急復	災害発生直後の迅速な道路啓開や河川の応急	総務部、建設部
旧等に向けた	復旧等に対応するため、地域の建設業団体等	
応援協力体制	との応援協力体制を継続的に確保するととも	
の確保等	に、これらの業務を担う地域の建設業者等の	
	育成・確保を図る。併せて、応援部隊等との連	
	携協力関係体制も整備する。	

イ 主な事業

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

<u>事業名</u>	<u>目標</u>	<u>実施主体</u>
災害時協定等関係団体等との連絡先及び	継続実施	総務部

連携要領の確認		
近畿市町村災害復旧相互支援機構への参	継続参画	建設部
画		

(4) 老朽化対策

ア 推進方針と主管部局

推進項目	推進方針	主管部局等
安心・安全に	市民生活や経済の基盤となる社会インフラの	施設所管部局
係る公共公益	老朽化が進む中、老朽化対策に合わせて、大規	
施設の適正な	模自然災害発生時にもその機能を十分に発揮	
維持・更新	できるよう、耐震性の維持・向上等にも配慮し	
	た公共施設等総合管理計画に基づく、計画的	
	かつ戦略的な施設管理をより一層推進する。	
	また、各施設等の機能を維持するため、日常的	
	には適切な維持管理を行う。	
	市民が安心して公共公益施設等を利用できる	総務部、施設所
	よう、特に危険性が高い箇所等について修繕	管部局
	等の適切な対応を行うとともに、建物本来の	
	寿命である構造躯体の耐用年数まで安全に使	
	用することができるようにメンテナンスサイ	
	クルを確立し、施設の安心・安全を持続的に確	
	保する。	

イ 主な事業

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
「木津川市公共施設等総合管理計画」の見		総務部
直し		
総合管理計画に基づく個別施設計画の策定		総務部、施設所
		管部局
木津川市公園施設長寿命化計画に基づく		建設部、教育部
老朽化対策事業		

(5) 研究開発

推進項目	推進方針	主管部局等
国・府の研究	災害に強いまちづくりに資する科学的知見	各部局
開発成果の活	に基づく研究開発情報を積極的に収集し、市	

用	の強靭化に活用する。	
---	------------	--

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

F = 7,711(4) 31 - 20,72 7 0 1/11 1 1 = 2,27 1/2 101 - 30,7 0 1 7/2		
事業名	目標	実施主体
研究開発情報の収集	収集の継続	各部局

第5章 計画の推進

1 計画の進捗管理

本計画は、概ね10年後のあるべき姿を見据えつつ、今後の社会情勢や施策の進捗状況、目標の達成状況を踏まえ、必要に応じて見直しを実施する。また、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を部局横断的に構築してPDCAサイクルを実践し、毎年度、重要業績指標の進捗状況を公表した上で、施策プログラムを適切に見直していく。

本計画の推進にあたっては、リーサス(RESAS)等ビックデータを活用しながら、国、府、防災関係機関、市民、地域、NPO、企業、大学等の多様な主体と連携・協働していく。

2 施策の重点化

限られた資源を活用して効率的・効果的に国土強靱化を推進するため、効果の大きさや緊急度等の観点から優先度の高い施策を重点的に進めていく必要がある。そこで、市が担う役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から、51の「起きてはならない最悪の事態」の中から地方自治体として特に回避すべき14の事態を以下のとおり選定した。

この特に回避すべき事態に係る施策は、その重要性に鑑み、重点的に推進していくものとする。

事前に備えるべき目標	特に回避すべき起きてはならない最悪の事態	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震による建物・交通路等の倒壊や火災による死傷者の 発生
	1-2	地震による土砂災害や堤防決壊等による死傷者の発 生
	1-3	台風・豪雨等に伴う洪水及び広域かつ長期的な浸水 による死傷者の発生
	1-4	台風・豪雨等による大規模な土砂災害の発生による 死傷者の発生
	1-5	情報伝達の不備や避難体制の不備等に伴う避難行動 の遅れによる多数の死傷者の発生

_			,
2	救助・救急、医療活動 等が迅速に行われると ともに被災者等の健康 ・避難生活環境を確実 に確保する	2-1	被災地における食料・飲料水等、生命に関わる物資供 給の長期停止
		2-3	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動 等の絶対的不足
		2-7	医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の 麻痺
3	必要不可欠な行政機能 は確保する	3-3	市職員・施設等の被災による行政機能の大幅低下
4	必要不可欠な情報通信 機能・情報サービスは 確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信(防災行政無線、ネット回線、携帯電話等)の麻痺・長期停止
5	経済活動を機能不全に 陥らせない	5-4	基幹陸上交通ネットワークの機能停止に伴う人・物資の 流通の停滞による各種事業への甚大な影響
		5-6	食料・水等の安定供給の停滞
7	制御不能な二次災害を 発生させない	7-1	木造密集地等での大規模火災の発生による多数の死傷者 の発生
8	社会・経済が迅速かつ 従前より強靭な姿で復 興できる条件を整備す る	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大 幅に遅れる事態

木津川市国土強靭化地域計画

令和2年3月

令和3年12月一部修正 令和4年12月一部修正 令和5年12月一部修正

編集

〒619-0286

京都府木津川市木津南垣外110-9

木津川市役所 総務部 危機管理課

TEL:0774-72-0501 (代)

FAX:0774-75-3900

E-mail: kikikanri@city.kizugawa.lg.jp